東京都外国人美容師育成事業 監理実施機関募集要項

「東京都外国人美容師育成事業」は、特区を活用し、美容専門学校を卒業した外国人留学生が 都内で美容師として就労するための在留資格を最大5年間認める我が国初の制度である。

本事業を進めるにあたり、外国人美容師の受入機関となる育成機関を監理する「監理実施機関」の募集を以下のとおり開始する。

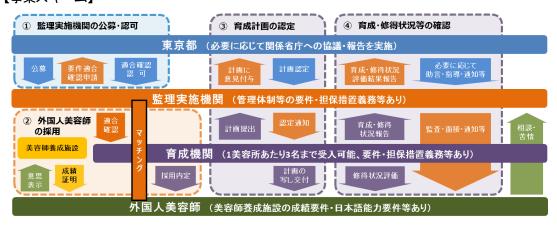
第1 事業の目的

日本の高度な美容技術を世界へ発信し、東京のブランド価値の向上によるクールジャパン の推進を図る。

第2 事業の概要

- ① <u>監理実施機関は、育成機関になることを希望する者(法人を含む。)が、要件に適合しているかどうかについて確認を行う。</u>
- ② 監理実施機関は、確認を行った育成機関と、育成機関への就労を希望する外国人美容師と のマッチングを行う。
- ③ 育成機関は、外国人美容師の育成計画を作成し、監理実施機関を経由して東京都に申請する。
- ④ 監理実施機関は、育成計画の内容を確認し、確認結果について意見を付して育成計画を東京都に送付する。
- ⑤ 東京都は、育成計画が要件を満たしているときは育成計画を認定し、監理実施機関を経由 して育成機関及び外国人美容師に通知する。
- ⑥ 監理実施機関は、育成機関の協力を得て、外国人美容師の知識及び技能に係る修得状況を 評価する。
- ⑦ 監理実施機関は、外国人美容師の評価を東京都に報告する。
- ⑧ 東京都は、外国人美容師の評価の結果を踏まえ、当該外国人美容師が特定美容活動を継続することの適否を判断し、その結果について監理実施機関を経由して育成機関及び外国人美容師に通知する。

【事業スキーム】



第3 監理実施機関の要件

監理実施機関として応募できる者は、「国家戦略特別区域外国人美容師育成事業実施要領(以下「要領」という。)」、「東京都外国人美容師育成事業監理実施機関設置基準(以下「設置基準」という。)」及び「監理実施機関の要件確認チェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」に掲げる要件を全て満たす者とする。

第4 応募手続

1 応募書類の提出

募集期間内に、下記提出先までメールで提出すること。

【提出先】

東京都政策企画局 戦略事業部 戦略事業課 特区企画担当宛て

メールアドレス: tmg_tokku (at) section. metro. tokyo. jp

- ※迷惑メール防止のため、メールアドレスの表記を変更しているので、(at)を@に置き換えて送信すること。
- ※1通につき10MBの容量制限があるため、留意すること。
- ※担当から受領の旨返信があったことをもって応募完了とする。

2 募集期間

令和4年6月3日(金曜日)から令和4年8月3日(水曜日)午後3時まで

3 提出書類

要領別記様式第1号「監理実施機関要件確認申請書」、添付書類

※添付書類は、同申請書の2監理実施機関の要件に関する事項のとおり必要書類を提出する こと。A4版又はA3版で要点を簡潔にまとめること。

4 申請書記載事項

要領別記様式第1号「監理実施機関要件確認申請書」は以下のとおり記載すること。

- (1)申請書年月日
 - 作成した日を記入すること。
- (2) 宛名

東京都とすること。

- (3) 所在地、名称、代表者の役職・氏名 簡潔に記載すること。なお、押印は不要とする。
- <1 監理実施機関に関する事項>
 - (1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)を簡潔に記載すること。
 - (4)は別紙(書式自由)を添付すること。

<2 監理実施機関の要件に関する事項>

(6)、(7)について記載すること。(8)は有無について○をすること。

第5選定

- 1 都は、提出された書面について、チェックリストおよび設置基準への適合を確認する。
- 2 応募者は、提出期限を待つことなく、準備が整った応募書類から提出し、順次審査を受けることができる。
- 3 都から追加資料の提出や説明を求められた場合、応募者は都の指定する期日までに対応 すること。
- 4 都が監理実施機関と認定することが困難と判断する課題が見受けられる場合(応募者として3で指定された期日までの対応が困難な場合を含む)は、適合の確認は行わない。
- 5 確認結果については書面で通知する。
- 6 都は、自らの裁量において予告なく本要項に定める手続について、変更又は中止等をすることができるものとする。また、都は、本要項に定める手続およびその変更又は中止等によって生じるいかなる損害、損失又は費用に対し、一切の責任を負わないものとする。

第6 今後の流れ(予定)

令和4年 8月中 監理実施機関決定

10月1日 事業開始